

令和6年10月2日
企画総務委員会資料
企画財政部経営改革担当

令和6年度 施設使用料の検証結果について

1 使用料の検証に関する基本的な考え方

施設使用料については、施設の利用者（受益者）に適正な負担を求めるという考え方のもと、「区有施設の使用料に関する基本的な考え方」（平成24年6月策定）に基づき、原則として3年ごとに、施設にかかる維持管理経費等を調査及び検証し、その適正化を図っている。

2 検証対象施設

（1）集会室・会議室

施設類型	施設数
集会施設	12施設
高齢者施設	3施設
生涯学習施設	6施設
文化施設	1施設
体育施設	2施設
保健所等	2施設
産業・観光振興施設	2施設
環境・清掃関連施設	1施設
合 計	29施設

（2）その他施設

スポーツ施設、健康増進施設、文化・産業施設、土木・交通関連施設、校外施設

3 集会室・会議室の使用料の検証結果

原価計算の結果、現行使用料と乖離が発生しており、他自治体(近隣区)の集会室等の施設使用料との比較結果を踏まえ、総合的に判断すると、集会室等における施設使用料は、現行使用料に対して、10%の増改定が望ましい水準にある。

4 令和6年度の施設使用料等の改定方針について

全施設の検証状況を踏まえ、令和6年度の改定方針を整理した。

① 区民が日常的に利用する施設

物価高騰が区民生活に依然として影響していることから、区民が日常的に利用する施設の使用料改定は区民生活に影響を及ぼすため、今回の使用料改定を見送る。

<適用する施設>

集会室・会議室・スポーツ施設・自転車駐輪場

② 区民生活への影響が限定的である施設

事業者や来街者等が利用する施設や特定の機会に利用される施設は、改定による区民生活への影響が限定的であるため、検証結果に基づき使用料改定を検討する。

<適用する施設等>

台東区民会館、浅草公会堂、文化施設、産業関連施設、駐車場、道路(占用料)、公共溝渠、公園(占用料)、校外施設

※ 引き続き検証作業を行い、改定が必要な水準にある場合は、方針に基づき、使用料改定を行う。

③ 大規模改修を予定している施設

大規模改修後に、コストを踏まえ使用料改定を検討する。

<適用する施設等>

健康増進センター（上野・千束）、生涯学習センター